

田舎すぎない
都会すぎない
ふらのがあなたを待っている。

富良野市 医師養成確保修学資金

貸付のしおり

(令和6年度 募集要項)

【問合せ・申込先】
富良野市 保健福祉部 保健医療課
TEL 0167-39-2200

富良野市の公式ウェブ
サイトですべての書類
を確認、入手できます。



目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	修学資金の返還の免除	2
第 3	申し込み手続き	2
第 4	貸付の決定と手続き	3
第 5	貸付金の交付	3
第 6	貸付決定の取消し	3
第 7	貸付の休止と貸付期間の延長	4
第 8	貸付金の返還等	4
第 9	届出等	6
	各種申請・届出等様式	7
	富良野市医師養成確保修学資金貸付条例	18
	富良野市医師養成確保修学資金貸付条例施行規則	20

第1 制度のあらまし

富良野市医師養成確保修学資金貸付制度は、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、富良野市民への安定的な医療提供体制を確立するため、旭川医科大学の医学生を対象に、就学に必要な資金を貸し付けする制度です。

本制度では、貸し付けを受けた医学生が、富良野市の地域医療の現状を知っていただくために、富良野第二次医療圏の地域センター病院である社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院（以下、富良野協会病院という。）で、一定期間の臨床研修を受けていただくことを条件に、貸付金の返還を免除します。

1. 貸付対象者

旭川医科大学医学部医学科の在学学生

2. 貸付の条件

(1) 貸付金額

月額5万円

(2) 貸付期間

貸付決定の月から大学を卒業する月まで

※1年生から借り入れた場合、最大で6年間の借り入れができます。申請により貸付期間を1年間延長できる場合があります。（4ページ「第7の2」参照）

(3) 臨床研修

富良野市が指定する医療機関で、初期臨床研修を2年、後期臨床研修を2年以上、研修しなければなりません。（2ページ「第2の1」参照）

(4) 他の修学資金の併用禁止

次の修学資金を除き、他の自治体や医療機関等が貸し付ける修学資金と併せて受けることはできません。

- ①北海道が貸し付ける修学資金
- ②旭川医科大学が貸し付ける修学資金
- ③富良野市内の医療機関が貸し付ける修学資金
- ④臨床研修または勤務の指定を条件としない修学資金

3. 募集人員

各学年2人程度を予定しています。

【令和6年度募集人員】

- 第1学年 2人
- 第2学年 0人
- 第3学年 1人
- 第4学年 1人
- 第5学年 1人
- 第6学年 2人

第2 修学資金の返還の免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を全額免除します。

1. 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに、医師国家試験合格後（不合格を1回のみ認める）、次の初期臨床研修及び後期臨床研修を受けたとき

(1) 初期臨床研修（①または②のいずれか）

①富良野協会病院の研修プログラムに沿って2年間、研修を受けたとき（研修科目によっては、旭川医科大学病院での研修となる場合があります。）

②旭川医科大学病院の研修プログラムに沿った2年間の研修のうち、1年間を富良野協会病院、及び富良野市内の地域医療実習の協力医療機関で研修を受けたとき

(2) 後期臨床研修

富良野協会病院または旭川医科大学病院の研修プログラムに沿って、初期臨床研修終了後5年以内に2年以上研修を受けたとき

※1（1年以内）		1年目		2年目		3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月				
卒業 医師免許	(医師 免許)	ア) 初期臨床研修 2年間				5年間のうち		イ) 後期臨床研修	2年間以上	

※1 () 内は、卒業年度の医師国家試験に不合格となった場合

2. 臨床研修上の事由により死亡し、または臨床研修に起因する心身の故障のため臨床研修の継続が困難であると認められるとき

第3 申し込み手続き

申し込みには連帯保証人が必要です。富良野市医師養成確保修学資金貸付申請書に必要な書類を添付して、次により申し込みください。申請書等は富良野市公式ウェブサイトからダウンロードできます。（<http://www.city.furano.hokkaido.jp/>）

1. 提出書類

- ①富良野市医師養成確保修学資金貸付申請書（第1号様式）
- ②誓約書（第2号様式）
- ③戸籍抄本、またはこれに代わる書面
- ④在学証明書
- ⑤レポート（地域医療に対する考え、貸付を希望する動機等を800字程度で）

2. 連帯保証人

申請にあたっては、連帯保証人が2人必要となります。連帯保証人は独立の生計を営む成年で、修学資金の貸付決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うこととなります。また、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は、その方の法定代理人（父ま

たは母等)としてください。

3. 申込期限 令和6年5月10日(金)必着

4. 提出方法

直接持参または郵送してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。また、郵送の場合は、封筒の表に「医師養成確保修学資金貸付申請書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。

5. 申し込み先

富良野市 保健福祉部 保健医療課 医療健診係
〒076-0018 富良野市弥生町1番3号 富良野市総合保健センター内
TEL 0167-39-2200 FAX 0167-39-2224

6. その他

募集人員に達しなかった場合は、随時募集します。提出された書類は返還しません。

第4 貸付の決定と手続き

1. 貸付者の決定

書類審査と面接の結果により貸付の適否を決定し、書面で通知します。面接の日程などは、別途お知らせします。

2. 貸付の手続き

貸付の決定通知を受けた方は、速やかに「富良野市医師養成確保修学資金借用証書(第3号様式)」を提出してください。その際、連帯保証人の印鑑証明書を必ず添付してください。印紙など、借用証書作成に要する費用は、申請者の負担となります。

第5 貸付金の交付

貸付金は、毎月21日までに指定の銀行口座に振り込みます。なお、初回の貸付金の交付の時期については別途通知します。

第6 貸付決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、貸付の決定を取り消します。なお、貸付の決定が取り消された場合は、貸付金を返還していただきます。

①貸付を受けることを途中で辞退したとき

- ②大学を退学したとき
- ③疾病その他の理由により修学が困難となったとき
- ④その他修学資金の貸付目的を達成する見込みがなくなったとき

第7 貸付の休止と貸付期間の延長

1. 貸付の休止

貸付を受けた方が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から、復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付を停止します。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付されたものとみなします。

なお、休学が疾病、その他やむを得ない理由であるときは、決定した貸付期間を延長する場合があります。

2. 貸付期間の延長

次の場合は、申請により貸付期間を延長し、その間も修学資金を交付します。

- ①留年をしたとき → 1年間
- ②卒業年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき
→ 翌年度の医師国家試験の合格発表まで

※貸付期間の延長をしようとするときは、「富良野市医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書（第5号様式）」に申請の理由を証明する書類を添付して申請してください。

第8 貸付金の返還等

1. 貸付金の返還

次に該当する場合は、返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸付金に違約金を加算し一括返還していただきます。

- ①修学資金の貸付の決定が取り消されたとき
- ②大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに、医師国家試験に合格しなかったとき
- ③2ページ「第2の1」で規定する初期臨床研修又は後期臨床研修のいずれかを受けなかったとき

2. 違約金

貸付金の返還が生じた場合は、貸し付けた日から貸付期間が満了した日（または貸付の決定を取り消した日）までの期間に応じ、貸し付けた額につき年10%の割合で計算した違約金を加算し、返還していただきます。

3. 遅延利息

貸付金を期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間

に応じ、返還すべき額につき年15%の割合で計算した遅延利息を徴収します。

4. 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、各々の定める期間、貸付金返還の債務履行を猶予する場合があります。

① 3 ページ「第6」の規定により、貸付の決定を取り消された後も、引き続き大学に在学しているとき → 在学する期間

② 心身の故障や災害、その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難になったと認められるとき → その理由が継続する期間

※貸付金返還の猶予を受けようとするときは、「富良野市医師養成確保修学資金返還猶予申請書（第7号様式）」に、申請の理由を証明する書類を添付して申請してください。

5. 返還の債務の減免

次のいずれかに該当する場合は、貸付金返還の債務の全部または一部を免除する場合があります。（違約金、遅延利息についても同様）

① 本人が死亡したとき

② 本人が重度の心身障がい、その他やむを得ない理由により、貸付金を返還することが困難であると認められるとき

※貸付金返還の債務の減免を受けようとするときは、「富良野市医師養成修学資金返還金等減免申請書（第6号様式）」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請してください。

第9 届出等

次のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに届出してください。

届出の内容	届出書類（様式）
連帯保証人が欠けたとき、または破産その他の事情によりその適性を失ったとき	連帯保証人変更届出書（第4号様式）
氏名・住所を変更したとき	氏名等変更届出書（第8号様式）
卒業・退学したとき	卒業（退学）届出書（第9号様式）
休学・停学の処分を受けたとき	休学（停学）届出書（第10号様式）
復学したとき	復学届出書（第11号様式）
医師国家試験に合格したとき	医師免許取得届出書（第12号様式）
初期臨床研修を開始・終了したとき	初期臨床研修開始（終了）届出書（第13号様式）
後期臨床研修を開始・終了、または貸付金返還の債務の免除を受け得る期間に達したとき	後期臨床研修開始（終了・期間満了）届出書（第14号様式）
臨床研修を中止・休止・復帰したとき	臨床研修中止（休止・復帰）届出書（第15号様式）
連帯保証人が住所・氏名・職業の変更をしたとき	連帯保証人住所等変更届出書（第16号様式）
本人が死亡したとき	借受者死亡届出書（第17号様式）

第1号様式（第3条関係）

富良野市医師養成確保修学資金貸付申請書					
		年 月 日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">※決定番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> </table>	※決定番号	第 号
※決定番号	第 号				
富良野市長様		申請者 氏名 ㊟			
<p>次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、富良野市医師養成確保修学資金貸付条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、貸付けを受けることになった上は、同条例及び富良野市医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、富良野市長が指定する医療機関において、所定の期間、初期臨床研修及び後期臨床研修を受けることを誓います。</p>					
本人	ふりがな氏		貸付希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	生年 月 日 及び 年 日 齢	年 月 日 (満 歳)			
	本籍				
	現住所及び電話番号	〒 () -			
	帰省先住所及び電話番号	〒 () -			
連帯保証人	ふりがな氏				
	生年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	申請者との関係				
	本籍				
	現住所及び電話番号	〒 () -		〒 () -	
	職業				
	参考事項				
<p>上記の申請者に係る富良野市医師養成確保修学資金貸付条例の規定により貸付けられた修学資金について一切の債務を連帯して保証します。</p> <p>富良野市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 連帯保証人 氏名 ㊟ 連帯保証人 氏名 ㊟</p>					

注 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人とすること。
※欄は記入しないこと。

第2号様式（第3条第2項関係）

誓 約 書		
	年	月
		日
富良野市長 様		
申請者（本人）	住 所	
	氏 名	印
法定代理人	住 所	
	氏 名	印

私は、富良野市医師養成確保修学資金貸付条例に基づき修学資金の貸付けを受けることになったときは、同条例及び富良野市医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、富良野市長が指定する医療機関において、所定の期間、初期臨床研修及び後期臨床研修を受けることを誓約します。

注 申請者が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

第3号様式（第4条関係）

富良野市医師養成確保修学資金借用証書

収 入
印 紙

年 月 日

富良野市長 様

借 受 者	住 所	
	氏 名	Ⓔ
連帯保証人	住 所	
	氏 名	Ⓔ
連帯保証人	住 所	
	氏 名	Ⓔ

次のとおり借用します。

なお、返還については、富良野市医師養成確保修学資金貸付条例の定めるところに従い、誠実に相違なく返還します。

借受額	月額	円
	年 月 から	
	年 月 まで	月分

注 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

第4号様式 (第6条関係)

連帯保証人変更届出書		
富良野市長様	住所 借受者 氏名 印	
次のとおり連帯保証人の変更があったので、届け出ます。		
新たな連帯保証人	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日
	借受者との関係	
	本籍	
	現住所及び電話番号	〒 () -
	職業	
従前の連帯保証人	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日
	借受者との関係	
	本籍	
	現住所及び電話番号	〒 () -
	職業	
変更の理由		
<p>上記借受者に係る富良野市医師養成確保修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた修学資金について一切の債務を連帯して保証します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富良野市長 様</p> <p style="text-align: right;">新連帯保証人 氏名 印</p>		

第5号様式（第7条関係）

富良野市医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書	
年 月 日	
富良野市長 様	
申請者 住 所 氏 名	(印)
<p>次のとおり富良野市医師養成確保修学資金貸付条例第3条第5項（第6条第3項）の規定による修学資金の貸付期間の延長を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

第6号様式（第8条・第12条関係）

富良野市医師養成確保修学資金返還金等減免申請書	
年 月 日	
富良野市長 様	
申請者 住 所 氏 名	(印)
<p>次のとおり富良野市医師養成確保修学資金貸付条例第9条第3項（第11条）の規定により返還金（違約金、遅延利息）の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
1 借受者	
2 貸付金額	円
3 返還金（違約金、遅延利息）額	円
4 減免申請額	円
5 申請の理由	

注1 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。

2 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。

第7号様式（第11条関係）

富良野市医師養成確保修学資金返還猶予申請書	
年 月 日	
富良野市長 様	
申請者 住 所 氏 名	⑩
次のとおり富良野市医師養成確保修学資金貸付条例第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
1 未返還額	円
2 猶予期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月
3 申請の理由	

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

第8号様式（第13条関係）

氏名等変更届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
借受者 住 所 氏 名	⑩
次のとおり住所（氏名）を変更したので届け出ます。	
新住所（氏名）	
旧住所（氏名）	

富良野市医師養成確保修学資金

注 氏名の変更の場合は、戸籍抄本又はこれに代わる書面を添付すること。

第9号様式（第13条関係）

卒業（退学）届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
借受者 住 所 氏 名	印
次のとおり卒業（退学）したので届け出ます。	
卒業（退学）年月日	年 月 日

富良野市医師養成確保修学資金

注 卒業の場合は卒業証書の写しを添付すること。

第10号様式（第13条関係）

休学（停学）届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
借受者 住 所 氏 名	印
次のとおり休学した（停学の処分を受けた）ので届け出ます。	
1 休学（停学）期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 休学（停学）理由	

富良野市医師養成確保修学資金

注 休学が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

第11号様式（第13条関係）

復学届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
	借受者 住 所 氏 名
	印
次のとおり復学したので届け出ます。	
復学年月日	年 月 日

富良野市医師養成確保修学資金

第12号様式（第13条関係）

医師免許取得届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
	借受者 住 所 氏 名
	印
次のとおり医師免許を取得したので届け出ます。	
医籍登録番号	号
登録年月日	年 月 日

富良野市医師養成確保修学資金

注 医師免許証の写しを添付すること。

第 13 号様式 (第 13 条関係)

初期臨床研修開始 (終了) 届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
借受者 住 所 氏 名	(印)
次のとおり初期臨床研修を開始 (終了) したので届け出ます。	
1 臨床研修病院の名称	
2 臨床研修開始 (終了) 年月日	年 月 日
※初期臨床研修を旭川医科大学病院で受ける場合	
富良野市内での研修予定 (実績)	
・医療機関名	
・研修期間	年 月 日 から 年 月 日
・医療機関名	
・研修期間	年 月 日 から 年 月 日
上記の者は、当病院において 年 月 日から初期臨床研修を開始 (終了) したことを証明します。	
年 月 日	
所在地 名 称 病院長 (氏名)	(印)

富良野市医師養成確保修学資金

第14号様式（第13条関係）

後期臨床研修開始（終了・期間満了）届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
借受者 住 所 氏 名	印
次のとおり後期臨床研修を開始（終了・期間満了）したので届け出ます。	
1 臨床研修病院の名称	
2 臨床研修開始（終了・期間満了）年月日	年 月 日

上記の者は、当病院の専門研修プログラムに沿って 年 月 日から後期臨床研修を開始（終了・期間満了）したことを証明します。	
年 月 日	
所在地 名 称 病院長（氏名）	印

富良野市医師養成確保修学資金

第15号様式（第13条関係）

臨床研修中止（休止・復帰）届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
借受者 住 所 氏 名	印
次のとおり臨床研修を中止（休止・復帰）したので届け出ます。	
1 中止（休止・復帰）年月日	年 月 日
2 中止（休止）理由	

富良野市医師養成確保修学資金

第16号様式（第14条関係）

連帯保証人住所等変更届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
連帯保証人 住 所 氏 名	(印)
(借受者の氏名)
次のとおり、住所（氏名、職業）を変更したので届け出ます。	
新住所（氏名、職業）	
旧住所（氏名、職業）	

富良野市医師養成確保修学資金

第17号様式（第15条関係）

借受者死亡届出書	
年 月 日	
富良野市長 様	
届出義務者 住 所 氏 名	(印)
次のとおり、修学資金の借受者が死亡したので届け出ます。	
1 死亡した借受者の氏名	
2 死亡年月日	年 月 日
3 死亡原因	

富良野市医師養成確保修学資金

注 当該貸付けを受けた者の死亡診断書又は当該貸付けを受けた者の戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

富良野市医師養成確保修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、旭川医科大学医学部医学科の在學生及び卒業生を対象に修学に必要な資金の貸付けをすることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、市民への安定的な医療提供体制を確立することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 貸付けの対象者は、旭川医科大学医学部医学科の在學生及び卒業生（卒業後最初の医師国家試験に不合格になった者で、翌年の医師国家試験までの期間に限る。）とする。

(貸付けの条件)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額5万円とする。

2 修学資金の貸付期間は、6年以内とする。

3 貸付けを受ける者は、医師国家試験合格後、市長が指定する医療機関で医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に基づく臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を2年、後期臨床研修を2年以上研修しなければならない。

4 貸付けを受ける者は、次の各号の修学資金を除き、他の自治体、医療機関等が貸付ける修学資金と併せて受けることはできない。

- (1) 北海道が貸付ける修学資金
- (2) 旭川医科大学が貸付ける修学資金
- (3) 富良野市内の医療機関が貸付ける修学資金
- (4) 臨床研修又は勤務の指定を条件としない修学資金

5 市長は、特に必要と認める場合は、第2項に規定する期間を1年延長することができる。

(貸付けの申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立て、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 前条第1項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を立て、市長に届け出なければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消さなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
 - (4) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 修学資金の貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、当該修学資金は、当該貸付けを受けた者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。
- 3 市長は、前項の規定により修学資金の貸付けを停止した場合（当該貸付けを受けた者が疾病その他止むを得ない理由により休学した場合に限る。）において必要があると認めるときは、第3条に定める貸付期間にかかわらず、第4条第2項の規定により決定した期間を延長することができる。

(返還の債務の当然免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けた修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の月末までに医師国家試験に合格し、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から初期臨床研修2年間のうち1年以上を富良野市内の医療機関、他の期間は旭川医科大学病院において研修し、後期臨床研修を富良野市内の医療機関又は旭川医科大学病院のプログラムに沿って、初期臨床研修終了後5年以内に2年以上研修したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けた者が、前号に規定する期間中に当該臨床研修上の事由により死亡し、又は当該臨床研修に起因する心身の故障のため当該臨床研修の継続が困難であると認められるとき。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日まで(第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間満了後1月以内)に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けた者が、次のア及びイのいずれかに該当するとき。
 - ア 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなかったとき。
 - イ 第7条第1号に規定する臨床研修を研修しなかったとき。

(違約金等)

第9条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が前条の規定に該当する場合は、当該貸付けをした日から貸付期間が満了した日(前条第1号の規定に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消した日)までの期間に応じ、貸付けた額につき年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

- 2 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が修学資金を正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。
- 3 市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項の違約金又は前項の遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、貸付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が、第6条第1項の規定により貸付けの決定を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。 在学する期間
- (2) 修学資金の貸付けを受けた者が、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難になったと認められるとき。 その理由が継続する期間

(返還の債務の減免)

第11条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

富良野市医師養成確保修学資金貸付条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市医師養成確保修学資金貸付条例（平成25年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定医療機関)

第2条 条例第3条第3項に規定する市長が指定する医療機関は、旭川医科大学病院及び社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院並びに初期臨床研修における地域医療実習を行う富良野市内の協力医療機関とする。

(貸付けの申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、富良野市医師養成確保修学資金貸付申請書（第1号様式）を市長に提出してしなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (3) 在学証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(借用証書の提出)

第4条 条例第4条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、富良野市医師養成確保修学資金借用証書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する借用証書の作成に要する費用は、当該通知を受けた者が負担しなければならない。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分を併せて交付することができる。

(連帯保証人の変更の届出)

第6条 条例第5条第3項の規定による連帯保証人の変更の届出は、連帯保証人変更届出書（第4号様式）により行わなければならない。

(貸付期間の延長)

第7条 条例第3条第5項又は第6条第3項の規定による貸付期間の延長を求めようとする者は、富良野市医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書（第5号様式）にその事由を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第3条第5項の規定による特に必要と認める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が留年をしたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けた者が卒業後最初の医師国家試験に合格しなかった場合、翌年の医師国家試験までの期間

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、貸付期間の延長の可否を決定し、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(返還の債務の免除の通知)

第8条 市長は、条例第7条の規定により返還の債務の免除を行ったときは、修学資金の貸付けを受けた者（当該貸付けを受けた者が死亡した場合にあっては、その連帯保証人又は遺族）にその旨を通知するものとする。

(違約金等の徴収の方法)

第9条 条例第9条第1項の規定による違約金及び、同条第2項の規定による遅延利息は、修学資金の返還を受ける際に徴収するものとする。

(違約金等の減免)

第10条 条例第9条第3項の規定により違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除を受けようとする者は、富良野市医師養成確保修学資金返還金等減免申請書（第6号様式）にその事由を証明す

る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定する申請書を受理したときは、違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。
(返還の猶予)

第11条 条例第10条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、富良野市医師養成確保修学資金返還猶予申請書（第7号様式）にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、貸付けた修学資金の返還の債務の履行の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。
(返還の債務の減免)

第12条 条例第11条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、富良野市医師養成確保修学資金返還金等減免申請書（第6号様式）にその事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。
(貸付けを受けた者の届出義務)

第13条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた修学資金の返還の債務を免除されるまでの間又は返還を終了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名等変更届出書（第8号様式）
 - (2) 卒業し、又は退学したとき 卒業（退学）届出書（第9号様式）
 - (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学（停学）届出書（第10号様式）
 - (4) 復学したとき 復学届出書（第11号様式）
 - (5) 医師国家試験に合格したとき 医師免許取得届出書（第12号様式）
 - (6) 条例第7条第1号に規定する初期臨床研修を開始又は終了したとき 初期臨床研修開始（終了）届出書（第13号様式）
 - (7) 条例第7条第1項に規定する後期臨床研修を開始し、又は終了若しくは同条の規定により返還の債務の免除を受け得る期間に達したとき 後期臨床研修開始（終了・期間満了）届出書（第14号様式）
 - (8) 臨床研修を中止し、若しくは休止したとき、又は臨床研修に復帰したとき 臨床研修中止（休止・復帰）届出書（第15号様式）
- (連帯保証人の届出義務)

第14条 連帯保証人は、住所、氏名又は職業の変更をしたときは、連帯保証人住所等変更届出書（第16号様式）により、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
(死亡届の提出)

第15条 修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、借受者死亡届出書（第17号様式）に当該貸付けを受けた者の死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月29日から施行する。